平成２７年（フ）第２４９号
盛岡市下太田新堰端２番地15、旧住所岩手県釜石市大渡町３丁目３番17号　若草ハイツ305号室
債務者　平賀　悠史
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４９号
新潟県上越市栄町２丁目９番18号　ハイムセピア１－Ａ号
債務者　久根内義紀
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第５７号
新潟県糸魚川市横町４丁目３番７号　グリーンヒル22　101号
債務者　小林　三男
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第７７号
岐阜県多治見市平野町１丁目64番地の２
債務者　田中　建太
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１２０３号
愛知県長久手市井堀1101番地　県営長久手住宅８棟103号
債務者　柴山　道雄
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１号
岡山県真庭市台金屋385番地８、前住所大阪府守口市藤田町３丁目30番４－102号
債務者　池田　桐馬（旧氏名池田愛子）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第５８号
岡山県真庭市下方1163番地　プラムやまさき201、前住所岡山県真庭市久世3111番地
債務者　鴻池　成美（旧姓庄司）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第６４号
岡山県津山市市場567番地11
債務者　齊藤眞知子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１２５号
香川県木田郡三木町大字井戸1571番地１　ファミール三木Ｃ－102
債務者　酒井　明昌（旧姓谷田）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５６号
香川県高松市鶴市町321番地１　クレセントコート202
債務者　中小路承子（旧姓有留・藤澤）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９４号
長崎県長崎市泉３丁目16番10―402号
債務者　染浦　鮎美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８５号
長崎県大村市森園町37番地３　特借第２宿舎503号
債務者　岩永　　剛
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
鹿児島県指宿市西方4009番地４
債務者　有村恵理香
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第９９５号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目22番８号、前住所大阪府門真市岸和田２丁目５番９－403号
債務者　吉川　浩司
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３６２号
大阪市生野区巽西２丁目１番30号　レオパレス真Ⅲ　203
債務者　山口　　淳
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８１号
東京都調布市上石原１丁目33番地３第３青木荘103
債務者　矢内　幸恵
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部